

おゆみ野地区スポーツ振興会 会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、おゆみ野地区スポーツ振興会と称する。

第2条(事務所)

本会は、事務所を事務局長宅に置く。

第3条(活動地域)

本会の活動の地域は、千葉市緑区おゆみ野地区(以下、「同地区」とする。

第4条(目的)

本会は、各種スポーツ活動を通して、同地区住民の健康増進と健全なスポーツ振興を図り、同地区の関連する地域団体(以下、「地域団体」)及び会員と協力し、活気あふれる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

第5条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)スポーツ行事の開催
- (2)スポーツ団体の育成及び援助
- (3)スポーツ推進活動及び研修
- (4)その他、目的達成のために必要な事業

第6条(会員)

本会は、次の者の内、第4条の目的に賛同する会員をもって構成する。

- (1)同地区の居住者
- (2)同地区内の事業所等の勤務者
- (3)総会において承認された者
- (4)役員会において承認された者

第7条(会費)

本会の会費は、第6条の会員一世帯当たり、年額200円とする。

第2章 役員等

第8条(役員及び監事並びに選出母体)

本会に次の役員及び監事を置き、総会の承認を得る。

1. 役員

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名(1名は千葉市から委嘱された同地区スポーツ推進委員(以下「スポーツ推進委員」とし、1名は地域団体から推薦を仰ぐ)
- (3)理事 1名(おゆみ野地区町内自治会連絡協議会からの推薦された者)
- (4)事務局長 1名
- (5)会計 1名
- (6)書記 1名

2. 監事 2名

第9条(スポーツ推進委員)

本会にスポーツ推進委員を置く。

第10条(役職員)

本会に次の役職員を置き、総会の承認を得る。

- (1)ボランティアスポーツ推進委員 若干名
- (2)スポーツ教室指導員 若干名

第11条(体育祭等運営協力員)

本会に体育祭等運営協力員を置き、同地区の町内自治会及びこれに準ずる住民団体(併せて以下、「自治会等」)から各1名の推薦を仰ぐ。

第12条(任期)

1. 役員・監事・役職員・体育祭等運営協力員の任期は1年とし、再任を妨げない。
2. スポーツ推進委員の任期は千葉市の指定する任期とし、再任を妨げない。
3. 任期満了後、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第13条(役員及び監事の職務と報酬)

1. 役員

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行するとともに、地域団体との調整を行う。
- (3) 理事は、体育祭等運営協力員の意見・要望をまとめ役員会に進言するとともに、体育祭等運営協力員間の調整を行う。
- (4) 事務局長は、本会事務を処理する。
- (5) 会計は、会費及び千葉市からの助成金並びに寄付金等を管理し、本会の会計事務を行い、関係証票を保管する。
- (6) 書記は、会議の記録を取るとともに、本会の広報を行う。
尚、役員の報酬については、本会は支給しない。

2. 監事

- 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
尚、監事の報酬については、本会は支給しない。

第14条(スポーツ推進委員の職務と報酬)

- スポーツ推進委員は、本会の事業を執行・推進するとともに、千葉市から指定される行事・研修へ参加する。
尚、スポーツ推進委員の報酬については、千葉市から規定の額が支給される。

第15条(役職員の職務と報酬)

- (1) ボランティアスポーツ推進委員は、スポーツ推進委員を補佐し、本会の事業を執行・推進する。
尚、ボランティアスポーツ推進委員の報酬については、本会は支給しない。
- (2) スポーツ教室指導員は、本会がスポーツ教室を開催する際に指導にあたる。
尚、スポーツ教室指導員の報酬については、本会が千葉市にスポーツ教室を申請することにより、千葉市から規定の額が支給される。

第16条(体育祭等運営協力員の職務と報酬)

- 体育祭等運営協力員は、自治会等の対抗競技会の事業に関して、自治会等間の調整を行うとともに、スポーツ推進委員及びボランティアスポーツ推進委員と共に事業執行の支援を行う。
尚、体育祭等運営協力員の報酬については、本会は支給しない。

第3章 会議

第17条(会議)

本会には、次の会議を設ける。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会
- (4) 事務局会議
- (5) 体育祭等運営協力員連絡会

第18条(定期総会)

1. 定期総会は、年1回、決算終了後、原則として2ヶ月以内に開催する。
2. 定期総会では、次の事項を審議する。
 - (1) 前年度事業及び当年度事業に関する事項
 - (2) 予算・決算に関する事項
 - (3) 役員・監事・役職員の選出に関する事項
 - (4) 会則の改廃に関する事項
 - (5) その他役員会において必要と認めた事項
3. 総会の構成は、次のメンバーとする。
 - (1) 役員・監事・スポーツ推進委員・役職員
 - (2) 代議員
4. 代議員は、次の通りとする。
 - (1) 前年度の会費を納入した各自治会等の、会長またはその代理者の内1名。
 - (2) 代議員を出すことが出来る自治会等の規模は、およそ20世帯以上を目安とする。
5. 総会は、代議員の過半数(含む、委任状)の出席をもって成立する。
6. 議事は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
7. 議長は、地域団体からの推薦により決める。

第19条(臨時総会)

1. 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1)代議員の3分の1以上の要請があったとき
 - (2)役員会が必要と認めたとき
2. その他については、第18条の3項から7項に準ずる。

第20条(総会の招集)

1. 総会は会長が招集する。
2. 会長は、総会の日程、議題その他必要な事項を、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

第21条(役員会)

1. 役員会は、役員で構成し、役員の過半数以上の出席をもって成立する。
2. 役員会の付議事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決する。
3. 役員会は、会長が招集する。
4. 監事は、役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。但し、議決権はない。

第22条(事務局会議)

1. 事務局会議は、事務局長、会計、書記、スポーツ推進委員及び役職員で構成する。
2. 事務局会議は、役員会に付議・報告する事項について事前に検討を行う。
3. 事務局会議は、本会の事業の企画・立案とともに、事業の執行・推進方法の検討を行う。
4. 事務局会議は、会計及び書記の執行状況を管理するとともに、執行方法の検討を行う。
5. 事務局会議は、事務局長が招集する。

第23条(体育祭等運営協力員連絡会)

1. 体育祭等運営協力員連絡会(以下、「連絡会」)は、会長、理事、事務局長、会計、書記、スポーツ推進委員、ボランティアスポーツ推進委員及び体育祭等運営協力員で構成する。
2. 連絡会は、体育祭等運営協力員が関係する事業の準備のための協議・説明・連絡を行う。
3. 連絡会は、会長が招集する。

第4章 会計

第24条(事業費)

本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、千葉市の助成金その他収入をもってあてる。

第25条(会計)

総会で承認を得た予算・決算を基に適正な経理・会計を行う。

第26条(会計年度)

本会の事業は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 付則1 本会則は、平成 9年4月 1日より施行する。
本会則は、平成15年5月11日に改正施行する。
本会則は、平成20年5月11日に改正施行する。
本会則は、平成22年5月 9日に改正施行する。
本会則は、平成23年5月 8日に改正施行する。
本会則は、平成24年5月 6日に改正施行する。
本会則は、平成26年4月 1日に改正施行する。
本会則は、平成29年5月 7日に改正施行する。